

扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例（平成18年扶桑町条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の届出)

第2条 条例第10条の登録を受けようとする場合は、住民活動団体登録届（様式第1）を町長に提出し、住民活動団体の登録を受けなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 規約等
- (2) 役員名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 住民活動団体の規約等には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 住民活動の内容に関する事項
- (4) 事務所又は活動の拠点の所在地
- (5) 役員及び会員に関する事項
- (6) 会計に関する事項
- (7) その他住民活動団体の運営に関する事項

4 町長は、前項の届出書の提出があったときは、その活動内容等を確認し、適当と認めるときは、登録するものとする。

(登録の変更)

第3条 前条第4項の規定により登録された住民活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったときには、住民活動団体登録変更届（様式第2）を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第4条 町長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 住民活動団体でなくなったとき。

(2) 登録の届出の目的から著しく逸脱した行為を行ったとき。

(3) 登録の届出に関し虚偽の記載をしたとき。

(活動拠点の利用)

第5条 町長は、次に掲げるものに活動拠点を利用させることができるものとする。

(1) 条例第10条の登録をした住民活動団体

(2) 住民活動をしているもの

(3) その他町長が適当であると認めるもの

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。